「ドーピングに関して」「20歳未満競技者」における親権者同意書の提出について

未成年競技者における親権者からのドーピング検査に対する『同意書』の提出について

2015年1月1日から施行される世界アンチ・ドーピング規程において、大会主催組織は 未成年競技者の親権者からドーピング検査実施に関する『同意書』を取得することが求められました。 2015年世界アンチ・ドーピング規程(改訂版)では、「未成年」を、「18歳未満」として規定していますが、日本の法律上、「未成年」は「20歳未満」となります。 これにより、日本アンチ・ドーピング規程も変更され、同意書の取得が定められたことにより2015年1月1日から日本自転車競技連盟(JCF)は、ドーピング検査対象となる『20歳未満』のすべての該当競技者(JCF競技登録者)の親権者から同意書の取得が必要となりますので下記にてご案内いたします。

- ●『同意書の提出方法』
- ・JCF国内競技者登録申請時(継続・新規)もしくは取得が必要な大会前までに(大会要項に記載します) 該当選手(親権者)は直接JCFへ同意書原本を郵送にて提出してください。
- ・提出先: 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル5階 日本自転車競技連盟 アンチ・ドーピング担当 宛 「未成年競技者親権者同意書在中」と記載をお願いします。
- ●『同意書の書式、用紙の取得方法』 下記、ウェブサイトから同意書の様式をダウンロードしてください。
- ・日本アンチ・ドーピング機構 http://www.playtruejapan.org/disclosure/u20-agreement/
- 日本自転車競技連盟 http://icf.or.jp/
- 上記以外にJCF国内競技者登録証(ライセンス)発行時に同意書の用紙を同封いたします。
- 同意書は、親権者が変わらない限り一度取得すれば満20歳まで有効となります。

具体的対象者「JCF登録選手」

U13・(12歳以下) U15・(14歳・13歳) U17・(16歳・15歳) ジュニア(17歳・18歳) U20・(20歳未満)